

※このページをコピーして、施設・事業所の記入担当者に渡してください

1.1 受験対象者

「ア」及び「イ」の期間が通算して5年以上かつ、当該業務に従事した日数が900日以上である者とする。

ア. 『別表1』 下表の法定資格を有する者が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

受験資格コード	資格名	受験資格コード	資格名
1001	医師	1012	視能訓練士
1002	歯科医師	1013	義肢装具士
1003	薬剤師	1014	歯科衛生士
1004	保健師	1015	言語聴覚士
1005	助産師	1016	あん摩マッサージ指圧師
1006	看護師	1017	はり師
1007	准看護師	1018	きゅう師
1008	理学療法士	1019	柔道整復師
1009	作業療法士	1020	栄養士（管理栄養士含む）
1010	社会福祉士	1021	精神保健福祉士
1011	介護福祉士		

イ. 『別表2』 次に定める相談援助に従事する者が、当該業務に従事した期間

受験資格コード	施設等の種別	職種名	設置等の根拠規定・要綱等
2001	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護	生活相談員	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第175条第1項第1号
2002	介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第110条第1項第1号
2003	介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第131条第1項第2号
2004	介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設	生活相談員	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第1項第2号
2005	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設	支援相談員	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第2条第1項第4号
2006	介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第231条第1項第1号
2007	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第19項に規定する計画相談支援	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条
2008	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援	相談支援専門員	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条
2009	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援事業等の実施について(平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙(別添1)自立相談支援事業実施要領3(2)ア

注) 「ア」及び「イ」のいずれも、要援護者に対する直接的な援助が本来業務として明確に位置づけられていること。そのため、研究、事務、調査、各種学校での教育等の業務を行っている期間は実務経験には含まない。